

報告様式 別紙2 (第10条関係)

NO.	項目	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
1	1-(1)-① 行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立	行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立を説く以前に職員の良識の研鑽が必要でないか。	平成24年度において、職員の意識と職務遂行能力の向上について重点的に取り組む計画であります。その中で、研鑽してまいります。
2	1-(1)-② 会議及び会議録の公開	会議録の公開が遅すぎて効果的な利用を阻害しています。 この第二次美里町行政改革大綱(案)と同時にパブリックコメント手続きに入っている美里町総合計画見直し(案)の審議会の会議録は、第2回(9月30日)までしか公開されていません(3月10日現在)。審議の中で重要な発言が多々ありましたが、これが公開されないままパブリックコメントを募集しています。これでは、“徹底した情報共有と公正性の確保”には程遠いです。原則として、前回の会議録が入手できる状態で次のステップに進むシステムにすることを要望します。	運用が未だ徹底されていない状況にあります。 平成24年度に、制度としてしっかりと確立をし、運用についても徹底してまいります。
3	1-(1)-② 会議及び会議録の公開	開示対象に職員が作成するメモや資料も含ませるべき。	職員が業務に関して作成したメモや資料についても開示対象とされております。
4	1-(1)-② 会議及び会議録の公開	他人の利益に関わる内容の会議・打合せ・話し合いの記録の開示請求があった場合には、相手(関係する第三者)の了解を必要とせずに積極的に開示するべきではないか。その者の名前を塗りつぶせば(名前を伏せれば)良いと思う。	第三者に関する情報の取扱いについては、美里町情報公開条例第13条に規定するとおりです。 条例に規定するように、例え第三者の名前を塗りつぶしても(名前を伏せても)第三者の個人又は団体が判別される場合においては、第三者に意見を聞くべきであると考えております。

5	1-(1)-② 会議及び会議録の公開	行政区長の活動内容も開示対象にするべきです。	町が保有する情報については開示対象となっております。
6	1-(2)-① 行政の政策過程への住民参加制度の確立と公表	<p>「各種計画や条例等」から「重要な計画や条例等」への変更は、事務量等を考えるとある程度止むを得ないと思いますが、その他は変更しないでください。</p> <p>「策定段階」から「新たな策定時」への変更は、計画変更時の住民参加が制限されるので、反対します。</p> <p>また、「公表と意見の募集」だけでは、住民に開かれているとは言えません。住民の意見が反映されて初めて住民参加です。第二次案は、従来よりも住民参加の門戸が狭くなるので反対します。</p>	<p>ご意見のとおりと考えます。</p> <p>「各種計画や条例等」から「重要な計画や条例等」への変更は行わず、元に戻します。また、「策定段階」から「新たな策定時」への変更も行わず、元に戻します。</p>
7	1-(2)-① 行政の政策過程への住民参加制度の確立と公表	意見や要求に対して行政から回答があった場合、その回答に対して再質問権を与えるようにするべきです。	再質問権などと言わずに、何度でも結構ですからご質問ください。
8	1-(2)-① 行政の政策過程への住民参加制度の確立と公表	<p>重要な計画や条例等の新たな策定時における公表と意見の募集とありますが、今までの経験から言うと、計画の段階では、私たち住民の耳に入らず実施する段階になってから、こういうことがあります。と、広報などでの軽いお知らせで終わってしまう状態だと感じております。もっと早い段階からの住民のコンセンサスをしっかりととるべきだと考えます。</p> <p>このパブリックコメントの募集も、周知の期間が短いと思います。もっと住民が意見の出しやすい工夫をするべきで、今ま</p>	行政改革に対するご意見を今後ともお聞きしてまいります。また、大綱につきましても必要があれば、策定後においても修正していくことも考えておりますので、今後とも多くのご意見をお寄せください。

		でのパブリックコメントを出された人数を見ても、町の周知不足があらわれていると思います。	
9	1-(2)-② 委員会等への委員の 公募制度の積極的導入	<p>充て職委員の枠は、減らすべきです。</p> <p>総合計画審議会の全体会議を通して傍聴しましたが、発言しているのは公募委員が主で、外部委員の方が少々意見を述べられる程度でした。町の公共(的)団体からの委員の方で意見を述べられた方はいませんでした。部会では、団体に関連する事項について発言されているかもしれませんが、町としての方針を決定する全体会議ではどなたも意見を述べられませんでした。議長から、他にご意見ありませんかとの問いに「なし」と答えられたのが唯一の発言でした。「最少の経費で最大の効果を挙げる」ためには、意見を述べられない委員は無駄でありむしろ排除すべきです。</p>	<p>運用上の問題となりますが、各種委員の公募については、すべての委員会において必ずしも、委員会の設置目的を達成するための正しい選任方法であるとは考えておりません。中には公募が適さないものもあります。また、公募に当たっては条件を付す場合もあります。それぞれ委員会によって異なりますので、一律に規定することはできないと考えております。</p> <p>よって、大綱の当該項目の文中を変更せずに、運用の中でそれぞれが可能な範囲で公募制度を取り入れるようにしてまいります。</p>
10	1-(2)-② 委員会等への委員の 公募制度の積極的導入	法律で規定している以外は完全公募制にするべきです。	上のNo.9と同じです。
11	1-(2)-② 委員会等への委員の 公募制度の積極的導入	委員会等への委員の公募制度の積極的導入とありますが、すべて公募が良いと思います。今回の総合計画審議会において、充て職の方は、全体会での重要な発言をされている方がいたのか、疑問です。公募で委員を募集したら、それなりの勉強をして、会議に臨むと思います。会議中に居眠りをするような方はいなくなると思いますが、いかがでしょう。検討していただきたいです。それから、もっと若い世代の方々にもっと、公募に	上のNo.9と同じです。

		応募するとか、パブリックコメントを出すとか、町政への関心を持ってもらう努力をするべきだと思います。若い世代は、毎日の仕事と生活で、時間に余裕がありません。そういう方々にも、関心を持ってもらえるような町にするために、努力していただきたいです。	
12	1-(3)-① 監査制度等の強化	監査委員を完全公募にする。監査委員の選考に当たっては審査委員会を作って選考すべきです。	地方自治法第196条第1項の規定に基づき、町長が議会の同意を得て選任いたしますので、完全公募も審査委員会の設置も行う考えはございません。 よって、大綱の当該項目の文中の表現を変更しないものといたします。
13	1-(3)-② 行政相談体制の強化 充実	人・職員に対しては、公安委員会が行っている、『苦情申し出制度』なる制度を利用して、町民が直接管理者に職員悪さ悪行を申し出る制度を作って欲しいと思います。 それにより、処分を行いやすいように、そして、巾広く住民が監視する制度を作ることによって、職員の意識改革を図るべきだと思います。 そのためにも、苦情申し出制度においては、その組織を、町長の手から切り離し第三者による委員会形式で運営すべきだと思います。そして、そこで下された結論に関しては、町長は、最大限尊重することを義務付けるべきだと思います。此により、大多分の問題解決が図られると思います。	ご提案の『苦情申出制度』については、苦情だけでなく、意見、提言、提案、要望など幅広く町民の声をお聞きして対応するものが良いと考えております。 その手段として町政相談員の設置を検討してまいります。
14	1-(3)-② 行政相談体制の強化	行政相談体制の強化充実とありますが、町に対して思うことがあっても、どこに意見を言ったらいいのか、誰に相談	今後の運用段階（実施段階）に対するご意見と承ります。

	<p>充実</p>	<p>していいものか、窓口がいくつもあり、わかりません。私たち若い母親世代はたくさん相談したいことを持っていると思いますが、意見を言うところを一本化するとか、相談しても、たらいまわしにされないようにとか対策をとっていただきたいです。早急に何とかしていただきたいです。</p> <p>行政懇談会などに行っても、年配の方が難しいお話をされている中で、私たち若い母親世代の方々が、素朴な質問をしようとするのもためられるぐらいの雰囲気なので、もっと話しやすく、若い世代も集まりやすい日時を設定する等の対策が必要だと思えます。職員の中にも若い母親、父親世代の方がたくさんいると思えますので、集まりやすい時間や、話しやすい雰囲気作りなどを意見として集約し、公表するのも手だと思えます。</p>	<p>町では、意見・提言・提案・要望・苦情などの「町民の声の一本化」「たらい回しの根絶」に早急に取り組む考えです。ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>また、住民懇談会に対するご意見もまったくそのとおりです。多様な開催形態を取り入れて、若い世代の方々が気軽にお集まりいただき、会話ができる環境（雰囲気）づくりに努めてまいります。</p> <p>住民の皆様からご要望を頂ければ出前型（要望型）の座談会の開催も考えておりますので、ご要望の場合には総務課にご連絡ください。</p>
<p>15</p>	<p>1-（3）-③ 政策評価委員会の設置と評価結果の公表</p>	<p>評価後のアクションが見えません。</p> <p>“町の自己評価に対する意見聴取と意見反映状況の公表”とありますが、以前評価委員をやっていた方から、意見反映状況が分からないとの話を聞きました。評価報告書に行政評価委員会からの意見を記載したけれど、それがどのように活かされたのか何も知らされないというものです。評価報告書を受け取った後、出された意見を処理してそれを公表する仕組みがないのではないのでしょうか。</p> <p>平成21年度事務事業評価に対してある事項の不備を指摘し、指摘の通りだとの回答はありましたが、いまだに変更されていないものがあります。ここでも意見は聞いておくだけでアクシ</p>	<p>ご指摘いただきましたように評価することが目的化していたことは、これまでの事務事業評価の大きな反省点であったと認識しております。</p> <p>事務事業評価に限らず、ご指摘いただいたものに対する対処・対応（結果の公表も含めて）の進捗管理が徹底されていない組織上の問題を解明し解決してまいります。</p>

		ヨンのない姿勢が見えます。	
16	1-(3)-③ 政策評価委員会の設置と評価結果の公表	委員にはそれなりの人物を選考すること。最初は、権威有る人物を就けることも必要ではないか。	ご指摘のとおりと考えております。ご意見の方向で取り組むことを検討してまいります。
17	1-(3)-③ 政策評価委員会の設置と評価結果の公表	「行政評価と公正確保の確立」が、「政策評価と・・・」と狭義の内容に変更されている。もとにもどすべきである。	今後の5年間につきましては、評価の対象(単位)を政策に絞って取り組む考えありますので、「政策評価」という表現に変更いたしました。
18	2-(1)-① 中期収支見込・財政健全化計画の策定及び公表	年度毎の収支見込額を公表することは絶対必要です。なぜならば5年後10年後に、やっぱり駄目でしたなんて言われたのでは、食い逃げにあったようなものです。 年度毎に誰が無貞操な財政運営したのか、その責任を取らせるためにも、年度毎の収支見込額を出しておくことは重要である。一年ごとに一喜一憂はしませんが、流れからすると分かるはずで、2年続けることは、此はアウトです。そして、前の凸凹を修正するような又その分を取り返す財政運営が必要だと思えます。だから年度毎の、公表は必要だと思えます。	ご意見のように年度ごとの収支見込額を公表することは必要不可欠です。それが、毎年度の予算書です。
19	2-(2)-① 人件費の見直しと公表	見直しと公表は、結果であり、その意志を示さずに、結果だけの公表、時の流れに身を任せた計画でお茶を濁すのかと言いたいです。 先ず、人件費には、特別職の報酬、議員報酬、職員給与、委員報酬、共催事業主負担等がありますが、その全てに関して、聖域の無い見直しを図る力強い意思の表明が必要ではないでしょうか。	人件費については聖域のない見直しを図る力強い意思の表明が必要ではないか、とのご意見です。これまでも聖域を設けずに人件費の見直しを行ってきました。今後も社会情勢や国の動向を見ながら、人件費の見直しを行ってその結果を公表してまいります。大綱の当該項目の文中に、力強い意思の表明を特記する必要はないと考えます。

		第1に《組織・機構の見直し（組織の簡素化）》それと同時に目標の設定を行うべきである。第2に《人件費等の削減》それと同時に目標の設定を行うべきである。	
20	2-(2)-① 人件費の見直しと公表	「人件費の見直しと公表」の内容コメント中、「各種手当の住民視点で妥当性の再調査・・・」のアンダーライン分が削除された。もともにもどすべきである。	「住民視点」も「妥当性」も、事務事業全般に共通して必要とされるものです。当該項目だけに記述する必要性がないことから削除しております。
21	2-(2)-③ 学校施設等の統配合検討	質向上とあるがどの様な尺度で図るのか。少なくなるのは如何ともしがたいものであり、押し戻すことは出来ません。 特に、現代の子どもに抜け落ちている、集団行動を取れるように、又、集団の価値観醸成のためには、有る程度の人数は必要です。そのためには、強力な統廃合を考えるべきです。	教育上の適正な規模を確保するために学校施設等の統廃合を強力に考えるべきとのご意見と承ります。 今後の学校施設等の統廃合の検討においての参考意見とさせていただきます。 なお、この項目については、学校施設等に限定をせず広く公共施設全般について計画的で効率的な運用を図る必要があることから、項目のタイトルを「公共施設の統廃合を含めた効率的運用」に変更いたしました。
22	2-(2)-③ 学校施設等の統配合検討	学校給食施設の統廃合は、慎重にすべきです。 “美里町小牛田地域学校給食センター基本構想”（平成 22年 3月）では、食育・地産地消・建設費・ランニングコスト等の各項目を総合的に判断すると小牛田地域に1施設の給食センターを設置することが適正であると結論付けていますが、財政的に有利だとの分析データは示されていません。 平成 18年 3月に作成された第1次食育推進基本計画の第3（食育の総合的な促進に関する事項）の2.（学校、保育所等における食育の推進）の取り組むべき施策では、学校給食の充実の項に“単独調理方式による教育上の効果等についての周知・	現行の小牛田地域における単独調理方式の学校給食が、給食センターに比べて、食育の上で有効であるとの考えから、学校施設等の統廃合についても慎重にすすめるべきとのご意見と承ります。 今後の学校施設等の統廃合の検討において参考意見とさせていただきます。 なお、この項目については、学校施設等に限定をせず広く公共施設全般について計画的で効率的な運用を図る必要があることから、項目のタイトルを「公共施設の統廃合を含めた効率的運用」に変更いたしました。

		<p>普及を図る。”と記されていました。平成 23 年には、“「周知」から「実践」”をコンセプトに第 2 次食育推進基本計画が作成されていますが、第 3（食育の総合的な促進に関する事項）の 2.（学校、保育所等における食育の推進）の取り組むべき施策では、学校給食の充実の項に“十分な給食時間の確保及び食事マナー等の指導の充実を図る。”として、単独調理方式の実践を進める表現をしています。このように教育の質向上を念頭におき、学校給食を食育の生きた教材と位置づければ、現行の単独調理方式（自校方式）が有利であることは間違いありません。</p>	
23	2-（2）-③ 学校施設等の統配合 検討	<p>財政の健全運営の中に、学校の統廃合問題が出てきているのはなぜでしょうか。ありえないです。子供たちの“育ちを”一番に考えるべきはずなのに、財政の健全運営の中に入っているとは、何事でしょうか。子供たちは、未来の美里町を背負ってたつ人間です。その子供たちへの教育を財政難だから簡単に統廃合してしまえば良いという安易な考え方に憤りすら覚えません。教育にお金をかける事は、未来への投資だと思っていただけたらいいのかと思います。幼児教育や、小学校教育、中学校教育に、魅力ある教育を取り入れて幼少からの教育に重点を置いている町だと県内外にアピールしたら、定住してくれる若い世代も増えると思います。</p> <p>教育の質向上を念頭に置いた・・・と枕詞にありますが、給食施設を統廃合したら、特に食育の面で教育の質の低下につながります。矛盾していると思います。食育推進基本計画にも、</p>	<p>ご指摘のとおりです。財政の健全運営の中に学校の統廃合の項目を掲載していることは、ご意見で述べられているように「財政難だから学校の統廃合を進めるのか」と受け止められても仕方ありません。</p> <p>この項目については、学校施設等に限定をせず広く公共施設全般について計画的で効率的な運用を図る必要があることから、項目のタイトルを「公共施設の統廃合を含めた効率的運用」に変更いたしました。</p>

		<p>『単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を図る』とあります。関東圏でも、自校方式が見直され始めていると聞いております。今現在、美里町で行われている、自校方式はとても素晴らしいことであり、美里町の財産といってもいいと思います。美里町の、自校方式給食を変えるべきではありません。子供たちも、学校で作られている給食が大好きです。子供たちから、おいしくて、楽しい自校式給食を取り上げることはやめてください。</p>	
24	2- (3) -① 税金等収納率改善システムの確立	<p>各々の滞納額全て使っても、収納を行うこと。税金は払うものだと言うことを、身をもって知らしめることが重要です。色々な手法を駆使して金に糸目を付けず、収納を図って貰いたいし、図る姿勢を示して欲しいと思います。</p> <p>バラ播き福祉で配給されている金を、上記、滞納に充当出来る制度に改めるよう併せて町としても行動を起こすべきだと思います。</p> <p>今、弁護士や司法書士等が余ってる時代です。その人達のノウハウを利用して又は活用して、強力に納税させるべきです。出来るなら、その費用を、滞納者に支払わせることが出来るかを検討し出来るなら併せて請求して滞納者根絶をするようにして下さい。</p> <p>早急に、国民番号制度を創設するように国に提言すべきであり、そのシステムを、収納のために使えるように制度設計にさせるべきです。</p>	<p>税金等の収納についてございますが、納税・納付の公平性から滞納・未納対応に関してご指摘のとおりです。</p> <p>町では平成 22 年度から納税・納付に関し「徴収対策課」を設置して納税勧奨、法的処置による滞納処分を執行に努めてまいりました。</p> <p>ご提案の福祉関係支給金等につきましては、他法令により強制執行が禁止されている場合があります、この禁止条項に優る法律改正は困難であります。</p> <p>弁護士等の利用につきましては、一部案件に対し実施しておりますが今後の利用拡大も検討してまいります。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、更なる公平性の確保、滞納根絶に向けて参考にさせていただきます。</p> <p>第二次行政改革大綱の当該項目の文中における変更は行いません。</p>

25	2-(3)-③ 分譲団地の販売促進強化	「分譲住宅の販売促進強化」の内容コメント中、「販売促進強化策の積極的公表」のアンダーライン分が削除された。もとにもどすべきである。	第一次大綱の「分譲団地の販売促進対策等の強化」から、第二次大綱の「分譲団地の販売促進強化」へ、「対策等の」の4文字を削除して、わかりやく表現を変更しております。
26	2-(3)-⑤ 企業立地の推進	「企業立地の推進」は、一次大綱では「企業誘致等の戦略的産業振興対策」であり、きわめて矮小化されている。もとにもどすべきである。	第一次大綱の「企業誘致等の戦略的産業振興対策」という表現から、第二次大綱では「企業立地の推進」というわかりやすい表現に変更したものです。
27	3-(1)-① 水道事業等の経営改革	「水道事業等の経営改革」の内容コメント中、「水道料金の統一」が「水道料金の改定」にトーンダウンしている。もとにもどすべきである。	料金の統一だけではなく、必要によっては料金の改定も発生しますので「料金の改定」と変更したものです。
28	3-(1)-③ 下水道事業等の経営健全化	健全化の為の対策は必要です。しかし、幾ら料金の見直しを図っても、野放図な規模拡大では、ザルで水をすくうようなものであるのを併せて、建設が目的化して居るような整備計画を見直すべきであると思います。即、合併浄化槽事業による早期の効果発現を考えるべきではないか。 今回の、地震で、下水道の脆弱性は、嫌と言うほど見せつけられたのに、国費で、補填するからと言って、良いんだとして野放図に、規模拡大を図る事だけは止めて頂きたい、美里町職員の、奮起と、意識改革と自己研鑽による、能力アップにより対処方法の改善を図り、経済的にも住民に資する事業への転換をお願い致します。	第二次行政改革大綱の当該項目の文中における変更は行いません。
29	4-(1)-③ 職員懲罰規程の改定と公表	「やる気のない職員、自己啓発のない職員」を加えるべきです。	平成24年度において職員の意識改革を重点的に取り上げて職員の資質向上に取り組みます。

30	4-(2)-① 能力・実力主義による 人事評価制度の導入	表彰制度は良いが、これだけを先行するのではなく、厳罰化と両輪であることを忘れずに導入や活用を考えて下さい。	ご指摘のとおり表彰は厳罰化と両輪であると考えております。
31	4-(3)-① 職員研修制度の確立 と計画的な実行	人材を育てるには、優秀な若者を多く採用し、試用期間を2～3年と長くして、その間に徹底的に鍛え篩にかけます。試用期間を経て優秀な人材を本採用にします。	地方公務員法第22条の規定に基づき6か月としているところです。
32	4-(3)-① 職員研修制度の確立 と計画的な実行	町民に指針を示し、町民をリードする自信に溢れる人材を育てるべきです。 すべては町民の幸せのために、を合言葉に思いやりを持って施政方針を実行する情熱ある人物を育て上げることです。	ご指摘のとおりと考えます。 研修の計画策定と実施段階において意見を踏まえて進めてまいります。
33	4-(3)-② 職員定員適正化計画 の策定と公表	所属数の公表ではなく、削減数と同時に人件費率からも縛って計画を公表しその施策評価を住民に知らせる内容にしてください。	予算総額に対する人件費の割合については、年度ごとの予算総額により増減いたします。 なお、職員適正化計画を基に財政計画で性質区分ごとに経費を計上しているところです。
34	5-(1)-① 自治基本条例の制定 と運用	自治基本条例という名の“まちづくり条例”の制定には反対です。 “まちづくりの基本となる町、議会、住民、団体等の役割を明確化”とありますが、自治基本条例は地方にとっての憲法と言われる位置付けの条例であり、いわゆる“まちづくり条例”ではありません。 “真の自治基本条例”を制定するには、分権改革後の「地方自治」/憲法でいう「地方自治の本旨」とは何かを役場職員、議員、町民が徹底的に考えることが必要です。このような下地と	ご指摘のとおりと考えます。 自治基本条例の制定と運用に取り組む際には、ご指摘の点に十分に留意してまいります。

		なる考え方が共有された後に、次のステップに移行すべきです。このような理由から、このようなステップを考慮して記載していただきたい。	
35	5- (2) -② 定期的行政・住民懇談会の実施	<p>色んなところで言われていますが、懇談会に集まる人数が固定しきっている。パブリックコメント等の、住民ニーズの吸い上げツールもサビついて、機能していない、その遣り方も、検討しなければと言われて久しいが、その機能していない原因は、何処にあるか、御当局は、まだ気付いていない様ですがどうなんですか。</p> <p>住民は、住民懇談会やパブリックコメントは、役所側の一種のセレモニーであり住民の意見を聴いているというアリバイ証明だけだと住民は感じているから、低調になってしまうんです。</p> <p>そもそも、「住民ニーズの吸い上げ」などと、町側は、真剣に考えているんですか。逆に、役所の、論理を押し通すだけの舞台になっていませんか。「言われたこと100%聞き入れられないし、直ぐ出来るわけもない」と言う役所の論理が、このような懇談会等の衰退に繋がっていると気付かないのでしょうか。</p> <p>今まで、このような場を含めて、住民からの声に耳を傾けたのは、一体幾らありましたか。幾ら実現しましたか、実現しないながらも、相手が納得する理由で説得した事がありましたか。</p> <p>最低限の安全を考えるのが、町や町長の職務の本質でだと思いますが、その件に関する要望であれば、出来無いまでも、</p>	<p>住民懇談会の参加者数が低調であったことを十分に反省いたします。頂戴したご意見を参考にしながら今後の対応を検討してまいります。</p> <p>「住民懇談会は手段であって目的ではない」の内容を第二次行政改革大綱の当該項目の文中に追加せよのご意見につきましては、当該項目の文中に「住民懇談会の目的の明確化」を追加することいたしました。また、実施段階（運用段階）においてこの点を十分に留意して進めてまいります。</p>

		<p>即、行動を起こすのが行政の義務だと思いますし、その後ろ姿が、分かる行動を取るのが行政ではないでしょうか。その事を通して住民懇談会に参加して良かったと思わせることが、活性化の近道だとも思います。</p> <p>行政は、役人の専売特許であり、がたがた言わせないぞ、言う奴には、ガン無視か屁理屈理屈で応戦し、相手が嫌気をさして降参するまで、引き延ばせ。と言うような住民懇談会やパブリックコメントの利用方法では、誰が本気で参加又意見を述べる気になるでしょうか。</p> <p>「住民懇談会の実施」ではなく、住民意見の取り入れ方をまず最初に議論すべきではないでしょうか。出された意見や苦情や要望について、どの様に行政に取り入れるかをそのシステムを先ず提案して欲しいと思います。</p> <p>開催は、手段であって、目的ではありませんからその点を誤解しないで大綱に組み入れて欲しいと思います。</p>	
36	6-(1)-② 施設管理の民営化・委託化方針の策定	<p>民間ができて行政がやるべきものがあります。そうしないと特色もなく魅力のない町になってしまいます。</p>	<p>ご指摘のとおりと考えております。</p> <p>実施する段階で十分に留意した上で進めてまいります。</p>
37	7-(1)-① 住民ニーズの適正な把握と反映	<p>適正な把握ができ反映できるように改善が必要です。</p> <p>最近、商店だけでなく利用者を顧客としてとらえて病院などでも利用者の声を積極的に聞いてそれを公表しています。美里町には、提案箱すら設置されていません。電子メールで意見を出してもほとんど返事ありません。中には、意見を無視したため事態を悪化させた事例すらあります。</p>	<p>ご指摘のとおりかと思えます。ご意見を頂戴しておきながら、返事すら差し上げられなかったこと、深くお詫び申し上げます。町民からの意見・提言等に対する管理が徹底されていなかったものと反省しております。今後このような事態を繰り返さないよう、「住民ニーズの適正な把握と反映」を平成 24 年度の重点項目に取り上げ</p>

		<p>アンケート調査も恣意的な設問が見受けられ、集計数値だけが独り歩きするだろうと腹立たしく感じるものがあります。調査方法が適正かどうか客観的に審査することはできないでしょうか。</p>	<p>て取り組んでまいります。その中で、提案箱の設置、意見・提言等の管理の徹底化を進めてまいります。</p> <p>なお、実施段階（大綱の運用段階）に対するご意見と承りますので、第二次行政改革大綱の当該項目の文中における変更は行いません。</p>
38	7-(1)-① 住民ニーズの適正な把握と反映	<p>「住民ニーズの適正な把握と反映」は、一次大綱では「住民ニーズ吸上げシステムの確立」であり、システム化することを求めている。もとにもどすべきである。</p>	<p>「住民ニーズ吸上げシステム」という表現は、誤解又は疑問を与えるのではないかと考え、わかりやすい表現に変更しました。</p> <p>併せて、5-(2)-②の文中において「住民ニーズ吸上げ」から「住民ニーズの把握」と表現を変更いたしました。</p>
39	該当なし (行政区長の選考方法について)	<p>行政区長の委嘱の要件から、地域の推薦を外し民生委員のように、適格性審査会を経て委嘱する方法に変えて欲しいと思います。</p> <p>誰もいなくて、行政区の中で話し合っ出すと言った推薦と同じ形になる地域も出るかも知れませんがその場合でも、審査会の選考に掛けるべきだと思います。又、出たい出たいとする人が複数出た場合は、上記審査会が、面接するとかで選ぶとか、苦勞すると思うのであれば、事前に、区長の仕事をどう考えとか、貴方が考える町作りの方法とその方向性とか、災害における、住民福祉の在り方とか区長としての対応はとか、その考え方を問う論文を提出させて選べば、より、区長資質が把握出来ると思います。</p> <p>区域内在住の者から自薦他薦でも結構ですのでその中から</p>	<p>行政区長の選考方法に対するご意見と承りました。</p> <p>現在、町では行政区からの推薦に基づき、行政区長を委嘱しております。</p> <p>行政区からの推薦に基づいて選考する現在のやり方には、大方において特に問題になってはいないと認識しております。仮に、行政区内での推薦方法に問題があるとすれば、行政区内で再度協議していただき、行政区内で解決を図っていただきたいと考えております。</p> <p>町は、行政区からの推薦を第一に重視する現在の選考方法を、今後とも変更する考えはございません。</p>

		<p>選ぶ方式に変えるべきだと思います。</p> <p>区長としての職責が大きければ大きいほど町の関与を必要とするし、有象無象に行政の一端を任せるわけにはいかないと考えますが如何でしょうか。</p> <p>更に、地域推薦を巡って地域に禍根を残すこと自体、町としても本位ではないはずです。</p> <p>だから、上記手続きにより区長の委嘱を考えるよう、制度の変更をお願いします。</p> <p>更に区長の職務として下記のことを付け加えさせておきます。</p> <p>a. 職責を利用しての数々の問題行動が発生した場合は、早急に調査して結論を出すように、規定の適正な運用を行うこと。</p> <p>b. 前に提案を致しましたが、再度提案しておきます。</p> <p>一人でも職責を汚す者がいるのであれば、それは制度の欠陥があると考えべきであり、制度を蔑（ないがし）ろにする行為だと言わざるを得ません。問題が発生したのであれば、区長委嘱に当たっては、各行政区から推薦だけを考えるのではなく、町自ら、その責任に於いて選ぶべきであると思います。</p> <p>c. 区長にも、活動報告をさせ、住民から何の意見を受けて何をしたのか、区長として、意見を求められたこと、やったことについて具（つぶさ）に報告させ、住民からの情報公開の範囲に入れることは最低限必要です。・・・・・・今までやって来ていないことが問題です。</p> <p>d. できないと言うなら、区長としてではなく、「広報配達人</p>	
--	--	---	--

		<p>として、各行政区に仕事として委託した方がよいのではないのでしょうか」</p> <p>行政の一翼を担わせたいというなら、推薦などと人気投票ではなく、囑託を雇うとしても、町は選ぶと同様、町の行政方針をしっかりと理解した、理解できる人を、行政区から自薦・他薦の中から選ぶべきではないでしょうか。住民のためにその努力を惜しむべきではありません。</p> <p>e. 区長に対する聞き取り要望が少なくなっていると聴きました。</p> <p>このことから、行政区内の問題が全て解決したと考えるのでしょうか。</p> <p>決してそうでは無いと思います。かえって問題が、マグマのように奥底に溜まっていると考えるべきではないでしょうか。</p>	
40	<p>第一次から第二次にかけて削除された項目について</p>	<p>完了もしていないのに削除された大事なテーマがあります。もとにもどすべきです。</p> <p>「入札の公正さと透明性の確保」は残すべきです。実効あるものに変えていかねばなりませんね。公正、透明性は行政の仕事の大基本なのでありますから。</p> <p>「入札の公正さと透明性の確保」もそうであるが、他にも、例えば、「公共工事コストの低減」、「風通しのよい職場環境の整備」、「民間手法の積極的導入」、「行政組織や委員会の統廃合によるスリム化」、「職階の簡素化、グループ制等による柔軟で即応性ある組織の確立」などなど、行革にとって極め</p>	<p>「入札の公正さと透明性の確保」は普段から進めてきておりますので、今後5年間の行政改革の取組項目に取り上げるまでではないと判断しております。</p> <p>「公共工事コストの低減」は普段から進めてきておりますので、また、入札実績から見ても今後5年間の行政改革の取組項目に取り上げるまでではないと判断いたしております。</p> <p>「風通しのよい職場環境の整備」についても大切なことですが、すでに合併から6年を経過しており、職場環境について特に懸念されることはございません。したが</p>

		<p>て重要なテーマが何の成果も示されずに、消されてしまっているはずがない。</p> <p>これを見ると、二次大綱は、一次大綱から「取り組み終了項目や内容重複項目を削除して」整理したというのは「うそ」でしたね。うそは論外です。まえがきから削除し、一次大綱の実施概要と反省を明記すべきです。</p>	<p>いまして、今後5年間の行政改革の取組項目に取り上げる必要はないと判断いたしております。</p> <p>「民間手法の積極的導入」は、今後検討する必要がありますので、行政改革の取組項目に戻すことといたしました。</p> <p>「行政組織や委員会の統廃合によるスリム化」については、行政組織や委員会の統廃合を今後も進めてまいります。行政組織や委員会の統廃合による行政体のスリム化ではなく、外部機関への業務委託（アウトソーシング）によって行政体のスリム化を進めるべきであると考えております。よって、今後5年間の行政改革の取組項目に取り上げる必要はないと判断いたしております。</p> <p>「職階の簡素化、グループ制等による柔軟で即応性ある組織の確立」については、次の理由から今後5年間の行政改革の取組項目に取り上げる必要はないと判断させていただきました。</p> <p>職階の簡素化については、現行の「課長―課長補佐―係長―主事」をこれ以上簡素化することは難しいものと考えております。</p> <p>また、グループ制についても検討いたしましたが、現行の「係制」から「グループ制」へ移行することによるメリットが明確にできませんでした。小規模な自治体である本町の行政組織では、現在1人の職員が複数の業務を担当しているのが実態です。仮に5～6人編成のグル</p>
--	--	--	--

			<p>ープ制を導入することとすれば、一つのグループがかなり広く、多くの業務を抱えるようになります。また、業務の一つひとつが専門的な知識を要するものが多いことからグループ内のメンバー（職員）がグループ内の業務全般に精通して、お互いに業務をカバーし合うことは実質上困難と思われます。よって、グループ内のメンバー（職員）がグループ内の業務全般に精通してお互いに業務をカバーし合うことから業務の効率化を図ることをグループ制導入の目的と断定すれば、本町の行政組織では難しいものと考えております。この目的だけに断定すれば現行の係制の中で十分に達成できることであり、一方、グループ制への移行は業務責任の所在を不明確にするなどのデメリットだけが危惧されるところであります。</p> <p>以上の考えから、「職階の簡素化、グループ制等による柔軟で即応性ある組織の確立」については、今後5年間の行政改革の取組項目にならないと判断いたしました。</p>
41	<p>第一次から第二次にかけて継続して掲載する項目について</p>	<p>20年度の集中改革プラン進捗報告で「○評価」していたものが、二次大綱でまたテーマとして残っているのはどうしたことでしょうか。</p> <p>例えば「総合計画に基づく実施計画書の公表」とか、「職員懲罰規定の改定と公表」とかいろいろありますね。「第一次から第二次にかけて削除された項目について」と合わせ考えます</p>	<p>二次大綱の達成率アップのための工作のような考えはありません。</p>

		<p>と、どうにもこうにも支離滅裂としか言いようがありません。二次大綱の達成率アップのための工作と勘ぐらざるを得ないので。</p> <p>やはり、一次大綱の実施結果（ないしは見込み）報告をよく吟味・反省し、原点に立ち返って二次大綱の再検討し、再度パブリックコメント願うしかないようですね。</p>	
42	<p>今回のパブリックコメントの実施について</p>	<p>このパブリックコメントは、本気で町民意見を聞き、大綱に反映させようとしているのか、疑問とするところです。</p> <p>①今回の第二次大綱（案）は、「一次大綱を継承して」とあり、「すでに取り組みが終了した項目や内容が重複する項目を削除して」とあります。それなのに一次大綱の54テーマがどこまで進んだのか全く示されておりませんね。仕事のイロハであるPDCAの「C」なしです。即ち第二次大綱（案）は砂上の楼閣ということですね。</p> <p>少なくとも、意見募集するのであれば、第一次行政改革大綱の5年間の取り組み結果（ないしは見込み）報告を添えて、意見を求めるべきではないでしょうか。さらに言えば、行政改革推進委員会で、どのような協議がなされて今回の案にいたったのか、その内容も添付されてしかるべきでしょう。どうでしょうか。</p> <p>②「日程がない」「時間がない」という言い訳が、すぐにも出てきそうですね。行政の常套手段でしょうが、行政では通用しても世間では全く通用しない話です。間に合わせるように工夫して仕事をすすめるのが皆さんの仕事なのです。いずれ、町民</p>	<p>①について</p> <p>第一次行政改革大綱は、当時の行政改革推進委員会の熱心な議論によって作成され、全体を網羅したものであります。よって、項目と文言を整理することで第二次大綱に引き継ぐことができると考えております。</p> <p>今回のPDCAのC（チェック）の改めるべきところは、取組みのアウトラインである大綱の項目よりも、むしろ運用面に多くの部分があったと反省しております。それについては、第二次行政改革大綱の前段に記述したように、毎年度、対象を絞って取り組んでいくこととします。</p> <p>なお、行政改革大綱54項目の過去5年間の取組みについては、別途整理して5月中に公表しますが、普段の事務改善の中で当然に改善されてきたものであり、行政改革の成果であったのか明確に示すことはできません。また、これらは細目の内容となりますので大綱の争点というよりも、むしろ普段の事務改善の点検のための資料や、今後年度毎に作成する実施計画の検討材料となるも</p>

		<p>の意見が実のある形で得られなければ、このパブリックコメントは何のためにやっているのでしょうか。町民の意見を聞いたという証拠づくりなのですかね。このような形だけの仕事を排除するのも行革の一つの目的ではありませんか。</p> <p>③多分、第一次行政改革大綱の5年間の取組み結果（ないしは見込み）報告は、恥ずかしくて公表できないのだと推測しています。おそらく、テーマ終了としているものは黙っていてもできるもの、例えば年満退職をカウントするだけの職員の定員管理とかですね。それから、国・県からの要求でやらないわけにはいかないもの、例えば病院の経営改善計画とかです。第一次行政改革大綱によってすすめたと評価できるものは一体いくつあるのでしょうか。</p> <p>関係資料を町民にわかりやすく示して、再度パブリックコメントを実施すべきではありませんか。その際、次に述べる「みさと型行政改革の始動」も添付すべきです。</p>	<p>のと考えております。</p> <p>②について</p> <p>ご指摘のとおりです。しかし、そのようなつもりはありません。今後の5年間で何を取り組むか、何に取り組むべきか、何に取り組んで欲しいのかを、今後も引き続き皆さんからご意見をお聞きいたします。</p> <p>大綱は行政改革の取組みの重要な今後の指針となります。そのためには、行政が定めた締切日を理由に町民の意見を無視することがあってはなりません。年間を通して町民の皆さんのご意見をお聞きしてまいります。また、環境もめまぐるしく変化いたしますので、その後に町民の皆様からご意見をいただき必要であれば、取組みの指針（大綱）を期間半ばでも変更しなければなりません。策定後も、より良いものに修正をかけるべきだと考えておりますので、今後とも多くのご意見をお寄せください。</p> <p>③について</p> <p>ご指摘のとおり、第一次行政改革大綱によって進めてきたと評価できるものは、特にありません。取組みが終了した項目のすべては、普段の事務改善の中で改善すべきものを改善してきただけにすぎません。今後5年間についても、普段の事務改善にしっかりと取り組んだ上で、行政改革と呼べるものを今後5年間で一つでも成果として残せるよう重点的に取り組んでいく考えです。こ</p>
--	--	---	---

			<p>れ以上に町民に示す関係資料はありませんので、今回の大綱策定にあたっての再度のパブリックコメントを実施する計画はありません。しかし、②にでも書きましたとおり、今後も引き続き皆様からのご意見をお待ちしておりますのでよろしくをお願いします。</p>
43	行政改革の原点について	<p>第一次行政改革大綱の原点は、平成17年3月、総務省からの「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」にあるわけですが、町としては、平成18年8月前後の町の広報「みさと」に掲載された、「みさと型行政改革の始動」にあります。大々的にPRしましたよね。格調の高い、町民目線、前向きな内容であったと記憶しております。これは町が、町民へ約束した「美里町の行政改革」のはずです。ひとくぐりで言えば、「町民目線の」「革命的な」行政改革を実行する！という内容でした。</p> <p>さらに言えば、その後町長は議会で「革命ではないが、革命的ともいえる行政改革をする」旨の答弁をし、議会に対しても約束しているのです。</p> <p>第一次大綱を継承して、第二次大綱というのであれば、行政改革推進委員会の皆さんはもとより、この町の行革にかかわる方々は、是非上述の、行革の原点であり町民への約束である、広報「みさと」の「みさと型行政改革の始動」をもう一度精読願いたいただきたいものです。二次大綱は一次大綱に比し、後退の感がぬぐえません。原点にもどり再検討すべきと考えますが</p>	<p>第一次行政改革大綱を継承して、第二次行政改革大綱を作成しており、基本的な考えは現在も変わっておりません。また、同じ記事を繰り返して広報紙に掲載することは、特に必要はないと考えておりますので、広報紙への掲載は今後とも行う予定はありません。</p> <p>ご指摘いただきましたとおり、原点に戻って取組みの成果をあげるために努めることに専念してまいります。</p>

		<p>かがですか。</p> <p>第二次行政改革大綱はいずれ公表するでしょうが、上記の「みさと型行政改革の始動」を広報「みさと」に再掲して、改めて町民に約束していただきたいものです。</p>	
44	<p>今回のパブリックコメントの実施方法について</p>	<p>行政改革大綱の進捗状況、見直しの内容や理由等について公表が必要です。</p> <p>第一次美里町行政改革大綱に対するパブリックコメントで「改革への熱意、意気込みが感じられない。」との意見がありました。これに対し、「最少の経費で最大の成果を発揮するためには、情報を積極的に公開し住民の理解をいただきながら一緒になって・・・」と答えています。</p> <p>また、「これまでの行政改革の内容について何ができなかったか、何故できなかったかを自己検証、公表して活かすことが大綱の実効性を高める一番の道ではないか。」という意見がありました。これに対して「PDCA サイクルなどマネジメントの概念を行革にも取り入れ適切に管理するとともに、進捗状況のほか、見直しの内容や理由等についても定期的に公表できるよう組織体制を整え、実効性のある改革を実施する予定です。」と町の考えが述べられています。</p> <p>しかし、今回の第二次美里町行政改革大綱(案)についてのパブリックコメント募集に当たって、“取組みが進んでないものも多く”としか述べてられておらず、進捗状況は公表されていませんし、大綱の見直しの内容や理由等についても公表されていません。このような町自らが決めた基本をないがしろにして</p>	<p>第一次行政改革大綱は、当時の行政改革推進委員会の熱心な議論によって作成され、全体を網羅したものであります。よって、項目と文言を整理することで第二次大綱に引き継ぐことができると考えております。</p> <p>今回のPDCAのC(チェック)の改めるべきところは、取組みのアウトラインである大綱の項目よりも、むしろ運用面に多くの部分があったと反省しております。それについては、第二次行政改革大綱の前段に記述したように、毎年度、対象を絞って取り組んでいくこととします。</p> <p>なお、行政改革大綱54項目の過去5年間の取組みについては、別途整理して5月中に公表しますが、普段の事務改善の中で当然に改善されるべきものであり、行政改革の成果であったのか明確に示すことができない項目もあります。また、これらは細目の内容となりますので大綱の争点というよりも、むしろ普段の事務改善の点検のための資料や、今後作成する実施計画の検討材料となるものと考えております。</p>

		<p>いては、行政改革大綱の実効性は乏しく、絵にかいた餅になってしまいます。</p> <p>まずは、決めたことはしっかり実行し、うまく行かなかったら何故できなかったか調べた原因とともに公表して、住民と情報を共有する姿勢を示していただきたい。</p>	
45	<p>今回のパブリックコメントの方法、行政改革の取組み及び第二次行政改革大綱の前文について</p>	<p>行政改革を、その当事者である行政当局の皆さんがやるというのは、もともと無理な話ですね。</p> <p>このことは、第一次の行政改革推進委員会でも出た意見です。5年もの間、第一次大綱を取り組んで、その結果を町民に公表できないという事実は、その証拠と言えましょう。</p> <p>行政改革の取組みは、旧町時代から数えて十数年も経過し、めぼしい実成果は何一つ得られていないのが実態でしょう。怠慢と言うよりも、当事者の皆さんが取り組むことに無理があるのです。形だけは取組むが、実効ある成果が全く期待できないのです。「形だけ」で「実がない」のは、今回の「パブリックコメント」一つとっても明らかでしょう。</p> <p>「パブリックコメントを実施して、行政改革大綱に町民意見を反映させました」とするための証拠づくりでしかないやり方です。形だけですから、前述したように町民には、その中味や経過が分からない方が都合がいいのでしょうか。まともな意見が出ては困るのです。</p> <p>もうひとつ事例をあげます。二次大綱（案）では、「入札の公正さと透明性の確保」というテーマが今回削除となっていますが、公正さ・透明性は本当なののでしょうか。</p>	<p>行政改革を当事者である行政当局がやって成果を得ることは、決して無理なことではないと考えております。</p> <p>また、今後の5年間で何を取り組むか、何に取り組むべきか、何に取り組んで欲しいのかを今後も引き続き皆さんからご意見をお聞きいたします。町政全般に対して、年間を通して町民の皆さんのご意見をお聞きしてまいりますので、今後とも多くのご意見をお寄せください。決して、何かのための証拠づくり、情報隠し、都合の良い計画にするために摘み食いをするだけの意見募集のようなことは、一切ございませんので誤解のないようお願いいたします。</p>

		<p>平成21年夏ごろと記憶しますが、不動堂地区幼稚園新築工事の入札で、一番高いI社が落札しました。339.0百万円でした。他の3社(325.8~329.0百万円)は最低制限価格未満で、失格というものでした。最低制限価格について情報公開を求めたところ、国・県の基準に従ってというだけで、具体的算定式は開示されないのです。</p> <p>町の入札で、14百万円もの高い買い物をして、どこが公正で、透明なのでしょうか。</p> <p>「形だけ」で「実のない」ことがよくわかるでしょう。</p> <p>第二次行政改革大綱の実行にあたっては、第三者委員会を設置し、委員会の指揮・管理のもとに取組むものとすべきです。第三者委員会は、公募委員を中心とし、半常勤に近い形が必要でしょう。それだけボリュームある仕事なのです。それに相応の権限と責任を付与する必要があります。このことを二次大綱のまえがきに、一次大綱5年間の反省とともに明記すべきです。</p>	
46	<p>今回のパブリックコメントの実施方法について</p>	<p>第2次と有りますが、今まで下記の項目に関して行ってきた施策対応について、そして、新たに生じた問題点について何が問題となっているのかそれを示して、自らの検証と対策を明示して意見を仰ぐべきではないでしょうか。</p> <p>公正で透明性の高い行政をと高らかに謳ってはいるが、その実、透明でも何でもない情報隠しと、都合の良い計画にするために摘み食いをするだけの意見募集ではないでしょうか。</p> <p>否定するのであれば、第1次の大綱の検証結果と、先ずその</p>	<p>第一次行政改革大綱は、当時の行政改革推進委員会の熱心な議論によって作成され、全体を網羅したものであります。よって、項目と文言を整理することで第二次大綱に引き継ぐことができると考えております。</p> <p>今回のPDCAのC(チェック)の改めるべきところは、取組みのアウトラインである大綱の項目よりも、むしろ運用面に多くの部分があったと反省しております。それについては、第二次行政改革大綱の前段に記述した</p>

		<p>検証結果に基づいた、計画、そして新たに生じた問題に対する対策を含めて提案し、意見を募り却下したのであれば、その理由を公表するのが、行政改革に資する対策の第一歩ではないでしょうか。</p>	<p>ように、毎年度、対象を絞って取り組んでいくこととします。</p>
47	第二次行政改革大綱の前文について	<p>この町の最高法規即ち自治基本条例がないことから生じていると考えます。主権者である町民の権利・責務とは何か、主権者町民から信託された町行政の役割は何か、信託の内容は何か、議会はどうか、などなど、旧来の延長上で各々が解釈していることから生じてきています。ご承知のように、2000年の国の分権改革によって、地方自治体は国と対等の関係になりました。地方自治体は地方政府に位置づけられ、「自己決定・自己責任」の原則が明確になりました。町政の失敗は、すべて町民の負担となつてはねかえってくる世の中に変わっているのです。しかし、私たちの町には、国の憲法にあたる自治基本条例が未だないのです。一次大綱の5年間、町は言を左右にして、全く取組むことはありませんでした。</p> <p>私たち町民は、町や議会に無条件で町政を任せているのではないのです。主権者町民の意向が町政に反映されるよう、二次大綱の最優先テーマは「自治基本条例の制定と運用」とすべきです。このことをまえがきに明記すべきと考えます。</p>	<p>「自治基本条例の制定と運用」は、大切な項目と認識しております。しかし、大綱の前書きに、この個別項目だけを特別に明記する理由はございません。よって、前書きに明記はいたしません。</p>
48	総合計画審議会会議での発言と行政改革大綱のパブリックコメントの関係について	<p>先月まで総合計画審議会委員として審議に加えさせて頂いて、発言をさせて頂きました。その時示された総合計画の位置づけは、『今後の美里町における“まちづくり”を総合的にかつ計画的に取り組むための基本指針とするものです』とのこと</p>	<p>総合計画の考えの下に、行政改革に取り組むことは当然のことです。</p> <p>しかし、総合計画審議会での発言と行政改革大綱のパブリックコメントの意見とは別です。総合</p>

	<p>でしたので、私なりにその方向で考えて参りました。</p> <p>その時審議の過程でも強く主張してきたのは、『総合計画が、基本指針と言うのであれば、町によって組織されている色々な委員会での検討や計画の方向を縛るものでなければならないはずです。</p> <p>その考えの方向性を総合計画に記述しておくべきである』と主張し続けてきましたし、概ねその考え方が是認して頂いたと思っております。</p> <p>更に、総合計画だけでは、その方向の中身が分からないので、具体的な対策についても、各部会の検証シートにおいて、【見直しの内容】とか【審議会の意見】等で、事細かく指摘提案してきたことは、各部会に参加してきた各課担当も承知していることだと思っております。</p> <p>その様な審議過程で、作り上げられている総合計画にぶつける形で『第二次美里町行政改革大綱（案）への意見募集』が出てきたことに愕きと不快と怒りを禁じ得ません。</p> <p>このことで、町総務課の総合計画に対する真意が、滲み出てきたようで総合計画の行く末に大きな不安を感じてしまいました。</p> <p>この意見募集が、『総合計画審議会では、このような意見がありました、その他に御意見が有れば、募集します』と言うように、総合計画案に対する意見募集なら分かりますが、何か、総合計画を蔑ろにして、総合計画の中身を薄めて美里町当局が、己が意見に収斂するまで、募集し続ける意図が有る意見募</p>	<p>計画審議会の会議での発言内容を行政改革大綱の作成のためのパブリックコメントの意見に直接反映することはありません。</p> <p>よって、今回のように、御面倒でも総合計画審議会の会議での発言とは別個に、行政改革大綱の作成のためのパブリックコメントに対して意見を寄せていただくこととなります。</p>
--	--	---

	<p>集であると感じたのは、私だけでしょうか。</p> <p>総合計画では、詳細な計画・取組方については、述べられていない部分も、多々あると思います。</p> <p>その詳細部分については、担当課のサポーターズによって記載もされなかったカ所も多々ありました。その審議過程は、議事録等で明確にされて居るはずですが、それを丹念に拾って、行革大綱に反映することが、担当課としての責務だと思いますが、その件に関してどう考えるのか先ず教えてください。</p>	
--	--	--